

●名称：

●住居表示 港区

●隔地 有・無

◎港区開発事業に係る定住促進指導要綱に伴う生活利便施設等の設置について、各関係所管課と協議を行ってください。

【延べ床面積が3,000㎡以上、10,000㎡未満の開発事業の場合に使用してください。】

(注)裏面もご確認ください

生活利便施設等を設置する際の協議先(関係所管課一覧)

生活に便利な施設 問い合わせ先一覧表 【意見照会】						
相談担当部署 (担当係)	TEL	担当者 氏名	協議日 区担当者 印	協議済確認欄		確認日 区担当者 印
				協議内容(行政記載欄)	対応内容(事業者記載欄)	
産業・地域振興支援部 地域振興課: 区民協働・町会自治会支援担当(3階) ※地域振興に関することで、特に調整が必要となった場合に協議。	3578-2557		..	町会・自治会等の 集会場等	地域振興の観点から、良好な地域コミュニティの形成等に配慮した計画と すること。地域特性を踏まえた計画となるよう、十分各地区総合支所との 調整を行うこと。	..
保健福祉支援部 保健福祉課:福祉施設整備担当(3階)	3578-2828 3578-2335		..	サービ ス付 き高 齢者 向け 住宅 等	建物の計画が共同住宅【賃貸】の場合、一部の住宅においてサービス付き 高齢者向け住宅の付置を検討願います。 ※上記以外の計画の場合、建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条 例等を遵守願います。	..
保健福祉支援部 障害者福祉課:障害者施設係(2階)	3578-2457		..	放課後等ディサー ビス等	障害のある子ども(就学児)に対し、日常生活上の支援や地域交流の場な どを通じ、自立的な社会生活を送れるようサポートする福祉サービスで す。1階または2階の設置が望ましい施設になります。	..
子ども家庭支援部 子ども政策課:子ども政策推進係(7階)	3578-2680		..	保育所及び一時預 かり、病児保育等 の等の子育て支援 施設等		..
環境リサイクル支援部 環境課:環境政策係(8階)	3578-2506		..	一般利用 可能な 喫煙所等	路上・歩行喫煙を防止するため建物内に一般利用可能な喫煙スペースの 確保をお願いします。 共同住宅の場合は、居住者へ路上・歩行喫煙禁止等の周知(管理規約に 入れる等)をお願いします。	..
防災危機管理室 防災課:防災政策係、地域防災支援係(5階)	3578-2093 3578-2512 3578-2518		..	防災倉庫等 の地域防災 施設等	①1階、地下階など車が横付けできる場所に防災備蓄倉庫(100㎡以上、 区の備蓄品を保管)の設置を検討願います。 ②帰宅困難者が建物内に3日間留まれるよう、1人あたり1.65㎡以上のス ペース確保と備蓄品の用意を検討願います ③区民が建物内に7日間程度留まれるよう、補完避難所(1人あたり1.65 ㎡以上のスペースと備蓄品が備蓄できる倉庫の用意を検討願います。	..
教育推進部 教育長室:教育総務係(7階)	3578-2711		..	教育文化 施設等		..
街づくり支援部 地域交通課:地域交通係(5階)	3578-2212 3578-2349		..	自転車シェアリン グポート		..
街づくり支援部 土木管理課:施設調整係(5階)	3578-2352		..	一般利用可能な ドッグラン バリアフリートイレ		..
芝 地 区 : 協働推進課協働推進係	3578-3123		..	各地区で 要望する 生活利便 施設等	※…開発地域の地区総合支所の担当者との協議になります	..
麻 布 地 区 : 協働推進課協働推進係	5114-8802		..			
赤 坂 地 区 : 協働推進課協働推進係	5413-7272		..			
高 輪 地 区 : 協働推進課協働推進係	5421-7621		..			
芝浦港南地区: 協働推進課協働推進係	6400-0031		..			
芝 地 区 : まちづくり課まちづくり係	3578-3104		..	各地区で 要望する 生活利便 施設等	※…開発地域の地区総合支所の担当者との協議になります	..
麻 布 地 区 : まちづくり課まちづくり係	5114-8815		..			
赤 坂 地 区 : まちづくり課まちづくり係	5413-7038		..			
高 輪 地 区 : まちづくり課まちづくり係	5421-7664		..			
芝浦港南地区: まちづくり課まちづくり係	6400-0017		..			

【要綱第17条 公共施設整備に関する内容について】（※敷地3,000㎡以上の計画の場合）

相談担当部署（担当係）	TEL	担当者 氏名	協議日 区担当者 印	協議済確認欄		確認日 区担当者 印
				協議内容(行政記載欄)	対応内容(事業者記載欄)	
土木管理課：施設調整係	3578-2350	各地区 担当				

各総合支所が所管する区域は下記の通りです。

各総合支所の名称	所在地	区 域
芝地区総合支所	港区芝公園 1-5-25	芝一丁目、芝二丁目、芝三丁目、芝四丁目、芝五丁目、海岸一丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、三田一丁目、三田二丁目、三田三丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目
麻布地区総合支所	港区六本木 5-16-45	東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番一丁目、麻布十番二丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目、南麻布一丁目、南麻布二丁目、南麻布三丁目、南麻布四丁目、南麻布五丁目、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、西麻布一丁目、西麻布二丁目、西麻布三丁目、西麻布四丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目
赤坂地区総合支所	港区赤坂 4-18-13	元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、南青山一丁目、南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、南青山五丁目、南青山六丁目、南青山七丁目、北青山一丁目、北青山二丁目、北青山三丁目
高輪地区総合支所	港区高輪 1-16-25	三田四丁目、三田五丁目、高輪一丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目、白金一丁目、白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目、白金六丁目、白金台一丁目、白金台二丁目、白金台三丁目、白金台四丁目、白金台五丁目
芝浦港南地区総合支所	港区芝浦 1-16-1	芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、台場一丁目、台場二丁目